

汚染水告発申立人の皆さまへ

暑かった夏が行き、いつの間にか虫の音があたりに響く季節となりました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

2011年3月の福島原発事故に伴う汚染水漏えい事件について、2013年に福島県警に告発し、今年の3月に被疑者全員が不起訴処分となったため、皆様のご協力を得て検察審査会に申し立てをしましたが、7月に不起訴相当の議決が出され、誠に残念ながら、裁判に至らず終了となってしまいました。

福島原発内では汚染水問題が深刻な状況にあり、未だに解決できない難題となっていることを思うと、初動で対策を先送りにしたことは、重大な過失としか思えません。その責任を問わなくて良いと結論を出した検察庁と、検察審査会に対しては残念としか言えません。

力及ばず、皆さまのご期待に添えなかったことをお詫び申し上げます。

結果についての、申立人の皆様へのお知らせが大変遅くなってしまったことを合わせてお詫びいたします。

汚染水の問題については、これからも何らかの形での追及と、処分の不当性を訴えていきたいと考えております。

汚染水事件は残念な結果となりましたが、東電元幹部3名が起訴された2012年告訴事件は、初公判に向けて、裁判所にて論点の整理が行われていると思われま。重ねてのお願いになりますが、この裁判を支えるための「福島原発刑事訴支援団」へのご加入をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

福島原発告訴団団長 武藤類子

福島原発刑事訴訟支援団へのお誘い

「2012年告訴」から検察審査会の議決を経て、勝俣東電元会長ら3名は強制起訴され、刑事裁判が開かれることが決まりました。この裁判が公正に行われ、真実が明らかになり、被告人らの問われるべき罪がきちんと追及されるように、支援団を立ち上げ、裁判を支援していきます。

支援団へご参加いただける方は、同封の入会申込書か、支援団ホームページの入会申し込みフォームよりお申し込みください。

支援団の主な活動

1. 裁判の傍聴と記録を行う
2. 裁判の内容について社会に広く発信する
3. 証拠の収集・分析を行う

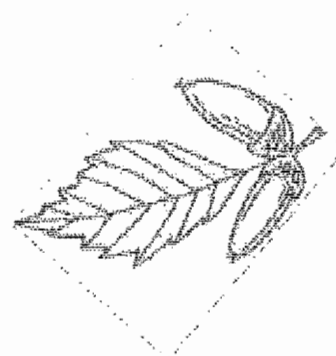


告訴団・総会 & 支援団・被害者集会

11月27日（日曜日）いわき市

11月27日は、福島県いわき市の労働福祉会館にて、午前に告訴団総会、午後に支援団の被害者集会をそれぞれ行う予定です。

詳細な時間・プログラム等は後日ご案内申し上げます。
お気に留めいただけますようお願い申し上げます。



汚染水問題の経過と現状

葬られた初期対策

福島第一原発は、標高約30メートルの高台を標高10メートルまで切り下げて、さらに地下を掘り下げて建てられた。そのため事故前から発生していた大量の地下水への対策として、サブドレンという井戸で地下水を汲み上げ捨てていた。このシステムは地震で故障し、機能しなくなっていた。

事故直後の2011年3月から地下水の流れ込みによる汚染水が問題となり、遮水壁工法の検討に入った。4パターンの遮水壁の案のうち、実績もある粘土遮水壁(スラリー壁)が選ばれ、6月13日には計画案が提出され、翌日プレス発表される予定だった。しかし東電は、1000億円の費用負担が債務超過と判断されること、6月末に控えた株主総会を乗り切れなくなることをおそれ、発表直前に、計画を先送りすることを政府にねじ込んだ。そして17日に東電は、遮水壁を「検討」にとどめ、先送りした収束工程表の改定案を発表した。ところが10月3日、東電は「陸側遮水壁はむしろ設置すべきではなく、海側遮水壁のみで対応する」という方針を決定し、粘土遮水壁計画は凍結されてしまった。

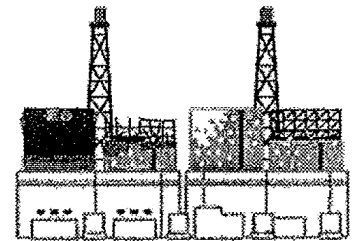
凍土壁と東京オリンピック

2013年4月3日、経産省に汚染水処理対策委員会が設置され、5月30日の委員会では、凍土遮水壁の導入が提言された。参議院選挙を挟み7月22日、ようやく東電は、汚染された地下水が海へ流出していることを初めて認めた。翌8月19日には、簡易型タンクに貯めてあった高濃度の汚染水が漏えいする事件があった。規制委員会は、このタンクからの汚染水漏れ事故を単独で、INES(国際原子力事象評価尺度)レベル3の重大事故に当たると評価した。告訴団は、このタンク漏れと、粘土遮水壁の先

送りによる件を合わせて、9月3日、刑事告発した。

汚染水告発のちょうど同日、政府は凍土遮水壁の建設に国費(税金)300億円以上を投じると決定した。既存技術の粘土遮水壁ではなく、実績が少なく難度の高い凍土遮水壁であれば、研究開発費として国が負担できるという建前だった。また、東京オリンピック招致に向け、国が前面に立って汚染水対策を進めるというアピールでもあった。4日後の国際オリンピック総会では安倍総理が「完全にブロックされている」と胸を張ってスピーチした。

しかしその後も東電は、汚染水のタンクからの漏えい、予定外の建屋への誤移送、排水路からの海洋放出とそれを1年近く公表しなかったなど、数々のトラブルを起こし続けた。



嫌疑不十分か捜査不十分か

2016年3月29日、前年10月に福島県警から送検されて捜査をしていた福島地検は、容疑者全員を不起訴とする処分を発表した。福島地検は、東電すら認めている汚染水の海洋放出を「立証困難」として認めず、凍土遮水壁を否定するかのよう、「海側遮水壁を設置すれば十分」に汚染水流出が防げているとして、刑事責任を認めなかった。

告訴団はこれを不服とし、4月13日に団長と副団長が、6月15日には告発人のうち2357名が、福島検察審査会に申し立てを行った。

7月7日、福島検察審査会は告訴団に対し、不起訴処分は妥当であるとする旨の議決をしたと通知した。これにより容疑者全

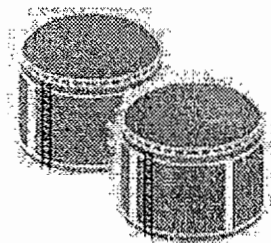
員の不起訴が確定し、汚染水事件については裁判を開かないという決定がされた。福島県民によって開かれる検察審査会ならばとの期待もあったが、残念な結果となった。議決書には「葛藤を感じつつも」議決に至ったとあり、審査員の悔しさがにじみ出ている。検察審査会は福島地検を追認する形となったが、そもそも地検や県警が十分な証拠を集めていなければ判断のしようもない。はたして捜査が十分なものであったか疑問が残る。

汚染水問題の現状

当初2014年度中に運用予定だった凍土遮水壁は、作業員の死亡事故や試験凍結の不調、地下水流入を低減できないなどのことから、工事の延期を重ねた。またその間にも、汚染除去装置(ALPS)のトラブルや、タンクや移送ホースからの汚染水漏えい、大雨の際に排水路から外洋へ直接漏えいするなど、さまざまなトラブルが続いている。

福島地検が、汚染水告発を不起訴処分とした2日後の2016年3月31日、原子力規制委員会の認可を受けた東電は、凍土壁の本格凍結を開始した。まず海側を完全に凍らせてから山側を凍らせて閉じる計画だが、いつまで経っても凍らない箇所が見つかり、コンクリートを流し込んで固めているが、未だに閉じられずにいる。規制委員会ではもはや、凍土壁の効果がない前提での対策を求めているが、東電は凍土壁に固執し、「効果がもうすぐ見え始める」と毎月の委員会の度に言い、オオカミ少年と化している。

レベル3に相当する漏えい事故を起こし、その後もたびたび汚染水漏れを起こした簡易型タンクについては、2016年3月ま



で使用をやめ、すべて溶接型タンクに切り替えるはずだった。簡易型タンクの耐用期限は5年が目

安とされるためだ。しかし東電は、汚染除去装置や凍土壁が順調に稼働すれば汚染水が減るとの見通しから、溶接型タンクの増設には消極的だった。結果、汚染水は減るところかむしろ増えたため、簡易型タンクを引き続き使わざるを得ず、東電はタンクの切り替えは2018年6月まで遅れると発表した。規制委員会もタンク増設命令を検討しているというが、遅きに失した。

無責任体制を止める

溶接型タンク増設を渋ったことも、粘土遮水壁計画を葬ったことも、目の前



の費用を惜しんだためであり、そもそもこの原発事故が、津波対策を怠って起きたという原因と通じる。その責任を誰も問われてこなかったがために被害はさらに深刻化している。これ以上被害を広げないために、あるいは無責任体制から再び事故が起きることを防ぐために、環境関係法などについての見直しを働きかけたり、来年にも開かれるという東電元幹部らの裁判で、責任がしっかりと追及されるよう働きかけていく必要がある。

福島原発告訴団

汚染水告発事件の経過

- ・2013年9月3日、団長・副団長が福島県警に公害罪で告発。
- ・2013年12月18日、全国6042名が第二次告発。
- ・2015年10月2日、福島県警から福島地検へ書類送検。
- ・2016年3月29日、福島地検が不起訴処分を発表。
- ・2016年4月13日、団長・副団長が、福島検察審査会に申立。
- ・2016年6月15日、告発人のうち2357名が申立。
- ・2016年7月7日、福島検察審査会が、不起訴相当の議決を発表。事件終結。

郵送受付用

可能な方はオンライン入会申し込みをお願いします。その場合、入会申込書の郵送は不要です。



『福島原発刑事訴訟支援団』

入会申込書

申込日	年 月 日
お名前	(ふりがな) -----
住所	〒□□□-□□□□
Eメール アドレス	
年会費・カンパ	¥ _____ 年会費:1口 ¥1,000 以上をお願いします。カンパのある方は合計金額をご記入ください。
電話番号	
メッセージ 連絡事項、等	メッセージを匿名で支援団ホームページに掲載してもよろしいでしょうか。 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可

(注)お預かりした個人情報は、支援団からのお知らせ等をお送りする以外の目的には使用いたしません。



【年会費・カンパのお支払い】

- 郵便振替口座
口座番号:02230-9-120291
口座名:福島原発刑事訴訟支援団
- ゆうちょ銀行(他の銀行、金庫等からの振込)
店名(店番):二二九(ニニキュウ)店 (229)
預金種目:当座
口座番号:0120291

■ 郵便振替用紙を用いずに口座から振込をされた場合には、お手数ですが、お名前、金額をメール(件名:入金連絡)で、ご連絡をお願いいたします。

■ 領収書の郵送が必要な場合は、メール(件名:領収書依頼)でお知らせ下さい。

以下は支援団の住所です。切りとって郵送用の宛名ラベルとしてご利用ください。郵送料はご負担をお願いいたします。

〒963-4316
福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1

福島原発刑事訴訟支援団 行

【事務局からのお願い:オンライン登録】

WEBサイトにアクセス可能な方は、できるだけオンラインでの入会申し込みをお願いいたします。

オンライン申込みをしていただいた場合は、申込書の郵送は不要です。

支援団からの情報発信にはWEBサイト、Eメールを積極的に利用し会費の有効活用に努めてまいります。

支援団WEBサイト入会申込ページ <https://shien-dan.org/membership/>





3.11 甲状腺がん子ども基金

3.11 Children's Fund for Thyroid Cancer

3.11 以降、報告数が増えている小児甲状腺がん。
告知された子どもと家族は孤立し、診察や通院費用などで経済的に困窮しがちです。進学、就職、結婚、出産などで壁にぶつかる子もいれば、再発や転移により、一生、治療と向き合うようなケースも出ています。私たちは、経済的支援はもちろん、多様かつ継続的に甲状腺がんの子どもたちを支援するとともに、原発事故による健康影響の状況調査も視野に入れて取り組みます。



代表理事

崎山比早子
(元国会事故調査委員会委員)



特別顧問

菅谷 昭
(松本市長、医師)

2016年9月始動!

ホームページができました!
311kikin.org ▶



私も 3.11 甲状腺がん子ども基金を応援しています!



落合恵子
(作家)



ピーター・バラカン
(ブロードキャスター)



鎌仲ひとみ
(映画監督)



野中ともよ
(ガイア・インシアティブ代表)



広河隆一
(フォトジャーナリスト)



湯川れい子
(音楽評論家、作詞家)



吉原 毅
(城南信用金庫相談役)



3.11 甲状腺がん子ども基金
3.11 Children's Fund for Thyroid Cancer
(特定非営利活動法人申請中)

お問い合わせ 080-3757-0311
info@311kikin.org
〒141-0031 品川区西五反田7丁目2番3号 城南総合研究所内



3.11 甲状腺がん子ども基金 この基金を大きく育てていきます

代表理事：崎山比早子（元国会事故調査委員会委員）
副代表理事：海渡雄一（弁護士）、武藤類子（福島原発告訴団代表）
理事：河合弘之（弁護士）、高田夏花（FoEジャパン理事）
吉田由布子（「チェルノブイリ被害調査・救済」女性ネットワーク）

◆私たちは取り組みます！

- 3.11 当時小児であった甲状腺がん患者へ対する療養費の給付。
- 小児甲状腺がん患者の現状について理解を広げるための事業。
- 被ばくによる健康影響に関する実態調査や相談事業等。

◆子どもたちのためにあなたの力がが必要です！

ご寄付

- 銀行から 城南信用金庫 営業部本店 普通 845511
名義：3・11 甲状腺がん子ども基金
- 郵便局から 郵便振替 記号：00100-3 番号：673248
名義：3・11 甲状腺がん子ども基金

賛助会員

- ホームページからも、お申込みいただけます。

3.11 甲状腺がん子ども基金を支えてくださる方々

◎特別顧問 菅谷昭（松本市長、医師）

◎顧問

青木正美（青木クリニック院長）、牛山元美（さがみ生活病院内科部長）、香山リカ（精神科医）、小林恒司（精神科医）、今田かおる（内科医、小川病院、福島県民健康調査甲状腺検査委員）、高松勇（たかまつ子どもクリニック院長）、武田玲子（婦人科医、クリニック玲タケダ院長）、種市靖行（整形外科、ソフィア小松病院、福島県民健康調査甲状腺検査委員）平野敏夫（内科医、ひらの亀戸ひまわり診療所所長）、野宗義博（外科医、島根大学医学部大田総合医育成センターセンター長）、松井英介（岐阜環境医学研究所）、村田三郎（阪南中央病院）、毛利一平（内科医、ひらの亀戸ひまわり診療所）山田真（小児科医）、吉田均（よだ小児科クリニック院長）

◎呼びかけ人

雨宮処凛（作家）、井戸謙一（弁護士）、伊藤和子（ヒューマンライツ・ナウ事務局長）、岩上安身（IWJ代表）、上野千鶴子（東京大学名誉教授）、浮田久子（平和の白いリボン行動・藤沢）、内田聖子（アジア太平洋資料センター事務局長）、宇都宮健児（弁護士）、宇野朗子（「避難の権利」を求める全国避難者の会）、大河内秀人（原子力行政を問い直す宗教者の会）、太田啓子（弁護士）、大谷尚子（養護実践研究センター）、大脇雅子（弁護士）、奥地圭子（東京シュール理事長）、小沢牧子（臨床心理学者）、おしどりケン（芸人）おしどりマコ（芸人）、落合恵子（作家）、片岡輝美（会津放射能情報センター）、海南友子（映画監督）、鎌田慧（ルポライター）、鎌仲ひとみ（映画監督）、亀山ののこ（写真家）、神田香織（講師）、黒田洋一郎（環境脳神経科学情報センター）、小泉純一郎（元首相）坂上香（映像ジャーナリスト）、畠蘭進（上智大学大学院実践宗教学研究科教授）、想田和弘（映画監督）、添田孝史（ジャーナリスト）千葉親子（会津坂下元町議）、寺中誠（東京経済大学教員）、豊田直巳（フォトジャーナリスト）、中下裕子（弁護士）、永田浩三（武蔵大学教授）、中村敦夫（俳優）、中村隆市（放射能から子どもを守る企業と市民のネットワーク）、ノーマ・フィールド（シカゴ大学名誉教授）、野中ともよ（ガイア・イニシアティブ代表）、ピーター・バラカン（ブロードキャスター）、飛田晋秀（写真家）、広河隆一（フォトジャーナリスト）、福武公子（弁護士）、船橋淳（映画監督）、星川淳（作家）、細川護照（元首相、自然エネルギー推進会議代表理事）、細川嘉代子（スペシャルオリンピックス日本名誉会長）、三木由希子（情報公開クリアリングハウス理事長）、水戸喜世子（「子ども脱被ばく裁判」を支える会・西日本）、向井承子（ノンフィクション作家）、森まゆみ（作家）、森住卓（フォトジャーナリスト）、守田敏也（フリーライター）、湯川れい子（音楽評論家、作詞家）、吉田千亜（フリーライター）、吉原毅（城南信用金庫相談役）、和田秀子（フリーライター・マレボ編集長）、船井健陽（ジャーナリスト）

◎賛同人

いとうせいこう（作家）、稲葉剛（立教大学特任准教授）、影浦峯（東京大学大学院情報学環教育学研究科教授）、吉永小百合（女優）